
令和元年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和元年12月10日 (火曜日)

議事日程 (2)

令和元年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸	副町長 中西新吾	教育長 三柁賢二
モーターボート競走事業管理者 大長光信行	会計管理者 村尾正一	総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 池上亮吉	芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳	財政課長 佐竹 功
都市整備課長 山下洋二	税務課長 福田雅代	環境住宅課長 井上康治
住民課長 藤永詩乃美	福祉課長 吉永博幸	健康・こども課長 濱村昭敏
産業観光課長 溝上竜平	学校教育課長 新開晴浩	生涯学習課長 本石美香
競艇事業局次長 藤崎隆好	企画課長 浮田光二	事業課長 木本拓也

【傍聴者数】 8名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

皆様、おはようございます。公明党の松岡泉、7 番でございます。よろしく申し上げます。今日は 3 件、一般質問をさせていただきます。通告書に従いまして、お伺いいたします。

1 件目はですね、障害者の日常生活支援についてでございます。障害者の日常生活支援は、介護保険法でのサービスとは異なり、介護者を視点としたサービスは考慮されていないのが実態であります。障害を持つ当人の支援はもとより、その人を支える家族等への支援も十分に行われているとは言えません。障害者福祉サービスの大枠は国が定める中、実施主体者は県や町となっております。課題の解決には、国による抜本的なサービスのあり方の見直しが必要となると考えます。障害者に寄り添ってサービスを行っているのは、あくまでも県や町であります。その県や町が国に対して、問題について所要の行政要望を積極的に行うことが障害者福祉サービスの向上につながるものと考えerわけであります。今回ですね、事案を提示いたしまして、その事案をもとに町の障害者の日常生活支援のあり方について、お伺いしたいと思います。

この事案はですね、障害を持つ当人が生活介護等の外出に際し、家族またはヘルパーの支援によって室内から車椅子ごと電動車椅子用昇降機に乗り、外へ出ておりました。しかし、この昇降機なんです、実は同居しておりますおばあちゃんの介護保険サービスによるレンタルによって提供されたものであります。しかし、残念なことながら、おばあちゃんが亡くなったと。そういうことで、その、使っております昇降機が使えなくなったと。そういうことで、成人となっている障害を持つ当人を外へ連れ出すことが非常に困難な状況になりました。そういったことで御家族の方から御要望がありました。「成人した子は車椅子を常に手放すことができず、外へ連れ出すのは非常に力が要ります。」ということです。それと、当然ながら重度障害者の方ですので、居宅介護として手厚くですね、2 名の支援の配置を得ながら、そういった支援を受けているわけですが、そういう状況でありますけれども、それでも連れ出すのが非常に厳しい状況になった

ということでもあります。

そんな中ですね、介護保険法によるこの福祉サービスでは、レンタルで当然、昇降機がしっかりと規定にありまして、月数千円のですね、金額で使えたということですが、それが使えなくなったということで、こういった障害者サービス、福祉サービスでもですね、レンタルができないかという主訴でありました。

そこでお伺いするわけですが、要旨（１）ですが、障害者日常生活支援と介護保険サービスの相違点は何かということで、この昇降機について障害者サービスの中でもレンタルが可能かどうかについて、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護保険制度による車椅子用の電動昇降機を初めとした福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて保険給付の対象としており、貸与が原則となっています。貸与が原則となっている理由は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるようにしているためでございます。ただし、腰掛便座を初め、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し再利用できないものは、購入費を保険給付の対象としております。

一方、障害者に対する地域生活支援事業における日常生活用具等給付事業については、目的を重度の障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなどにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に資することとしています。ただし、貸与という文言は入っておりますが、基本的には給付という取り扱いです。これは、日常生活用具が特殊マットや便器、ストーマ装具等の、ほかに流用できないもの、あるいはネブライザー——吸入器でございます。等の使用によって形態や品質が変化するものが中心であること、障害の状況が一人一人違い、カスタマイズする必要もあるためでございます。

以上、説明しましたとおり障害福祉サービスは給付が原則となっており、レンタルはできない仕組みとなっております。なお、日常生活用具として購入していただければ、耐用年数が到来しますと新しいものに同じ条件で更新できます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、「違います。」ということで、高齢者の福祉サービスと障害者の福祉サービスは若干そういう点で違うという答弁でありました。中には、障害者が生活用具として使うものに関してはカスタマイズされるということで、好まれないということもあるんでしょうけど。今回の場合の事案のように昇降機、そういったものについてはですね、カスタマイズに当たらないので、違和感も抵抗感もないんじゃないかと。そういう意味からすると、障害者の方がですね、やっぱりそういった非常に困っておられる中で、経済的な負担もありますので、この軽減を図るためにはですね、同じような、一部についてはですね、同じようなサービスを行ってもいいのじゃないかと考えるわけですね。

それでは2番に移りますが、要旨(2)ですが、障害者の日常生活用具サービスはどう行われているかという点でありますけど。まず初めにですね、今、答弁の中にもございましたように、今回の障害者総合支援法においてはですね、国が自立支援給付については行くと。地域生活支援事業に関しては県や市町村が行うというような状況だと思えますが、若干ですね、この自立支援給付と地域生活支援事業は若干違ってまして、自立支援給付については国がサービスの類型や運用ルールを定めると、そういった状況ですけども、地域生活支援事業に関しては基本的には県・市町村がそういったルールを決めると、定めるようになってます。基本的にそういうことではありますが、実施主体者はあくまでも県とか市町村になるということで、当然ながら町がその役割を担うこととなりますが、今その中で、この地域生活支援事業の中に生活用具等のサービスがあるんですが、自立支援法の中には今、答弁の中にありましたように用具等の事業という中で給付となっておりますが、その「等」がついているのは貸与も含まれているということなんですが、ここでは町としての役割はそれで正しいんでしょうか。全く貸与については含まれないというふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

いわゆる障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業においては、市町村が実施主体となる必須事業と定められております。その一つに、日常生活用具給付等事業がございます。ただし、議員がおっしゃられたように、市町村においては日常生活の貸与制度はなく、全て給付という考え方に沿って事業を行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

説明の中では含まれないということで、要綱等を見ますとそのようになっているので、ちょっとそこのあたりが、そごしている。支援法に定める中での給付等ということで、貸与も当然含まれるし、町としての取り組みというか役割としてもですね、私は含まれてもいいんじゃないかと。法律では定めておりますので、規定がありますので、そういうのはあってもいいのかなと思いますけど、周辺の自治体の状況も勘案すると、そのあたりは給付にとどまっているのが事実なのかなというふうに捉えました。

それですね、今回そういったサービスをやっていただくということで町のほうにも要望されたみたいですが、現行の規定によってですね、今回の事案についての対応は、じゃあ、どのように行われたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今回、当事者のお父さんの主訴は「電動車椅子用昇降機をレンタルしたい。」というものでございました。電動車椅子用昇降機につきましては、厚生労働省が示した日常生活用具の参考例にも記載されておりませんでしたので、近隣市町へ情報収集、福岡県へ問い合わせた結果、介護・訓練支援用具の移動用リフトとして給付が可能であるとのアドバイスをいただきました。ただし、移動用リフトとして給付決定すれば、給付限度額が15万9,000円までとなり、電動車椅子用昇降機を購入する場合、自己負担額が約35万円必要となる状況でございました。一方で、電動車椅子用昇降機の設置は、福岡県の「住みよか事業」を活用した住宅改修でも可能であるとの見解が県から示されました。この場合、補助金が30万円まで交付できますので、自己負担は20万円済みです。ただし、双方とも電動車椅子用昇降機を給付する制度であり、レンタルはできません。結果的に今回のケースは、後者である住宅改修で対応しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、非常にですね、金額的にもリースができないということで、リースは数千円で高齢者の福祉サービスは受けられるわけですが、障害者の方にしてみればですね、数十万円の経費がいるというような状況で、私はそのあたりの格差が非常に大きいので、それで国の施策としていいのかなとちょっと疑問に思っております。今後、そういうことも取り組んでいかなければならないと思いますし、行政のほうでも、町も含めてですね、何らかの施策

を講じていただければと考えるわけですが、そういった中でですね、この、今言ったサポートをいろいろやって町のほうも取り組んでもらって、今回の事案について対応していただいたわけですが、これについても規定の中には1回限りと、また、条件がかなり付与されてまして、実際これを継続的に、本人が高齢者福祉事業のサービスを受けられるような状況になるまでの間、それが保てるかどうかというのが大きな問題になるかと思うんですけど。

将来のそういったですね、故障をした場合の補償または補助ですね、支援、これについて大きな課題が残るわけですが、この課題についての対応について、町のほうは今後どのように対応するように考えられますか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

将来、新たな課題がということなんですけど、まず課題のほうを説明させていただきたいと思えます。介護保険制度における福祉用具はレンタルが原則でございます。例えば破損等があった場合、基本的には自己負担がなく交換ができます。つまり、原則的にはメンテナンス費用は不要でございます。しかしながら、今回は住宅改修という手法で対応したため、あくまで給付であり、1つ目の問題は電動車椅子用昇降機のメンテナンスを自分でしていく必要があるということでございます。修繕対応は全額自己負担となります。また、住宅改修の仕組みとして、2度目の工事は基本的にできません。修理不能となれば全額自己負担での更新、または日常生活用具の給付制度を活用して15万9,000円の支給限度額で電動車椅子用昇降機を更新しなければならなくなり、介護保険制度のレンタルに比較して経済的な負担がふえること。この2つの負担がございます。したがって、現制度の中でいわゆる更新ということを考えるのであれば、今申しましたとおり、日常生活用具の給付制度ということで、先ほども申しましたとおり、現状では15万9,000円の支給限度額で電動車椅子用昇降機を更新していただくというのが、現在の枠の中の対応になるかと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁の中にあつたようにですね、本当に障害者の方については、カスタマイズで、そういったので影響を受けないような用具に関してもですね、いろんな規則類の中で適応できるものを探してですね、支援していただいたと。その中で、やっとなら若干、購入に関しての補助を受けられる状態になったということではありますが、そういった機器を購入するというだけでも非常に負担

が大きい。そして、それを維持運用、管理していく中で、故障、定期メンテナンス、そんなのは「自分で、手前を出しなさいよ」と。金額がまた、かさんでいくわけですね。そういった面からいうと本当に不適當な支援じゃないかと。まずまず軽減を図って、充実をしなければならないというふうに思うわけですね。これも1回限りですからね。次は途中で使えなくなって、まだ必要だったらどうするのかといったときに福祉課のほうでも相談すると、それ以外で使えるものを探していただくような話ですけども。今、最大30万ぐらいの県からの住宅改修費でどうにか補っているというような状況ですので、本当に不安でずっところ、使用されるかなど。大事に使われるというのは当然のことだと思うんですけど、万が一、機械ですのでですね、機器ですので、壊れるのは皆さん重々承知だと思いますけど。壊れないという保障はどこにもありません。担保されるものはありませんので、その点はしっかり考えなければならないと思います。

今回の場合はですね、この事案は生活用具給付事業ということなんですが、障害者の方にとってはですね、同じようなこの補助というか、そういう面は十分でないというような問題がいろいろ起きていると聞いております。町のほうでも掌握されているようでありますので、障害者福祉サービスにかかわる同種事案はどういったものがあるか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

郡内4町で情報交換する機会がございまして、その際に課題となっておりますものが人工内耳と人工鼻に関するものでございます。前者につきましては、片方の装着だけであれば医療保険で対応でき、手術費用等は100万円以上必要ですが、自立支援医療や高額療養費制度を活用することにより、一定程度自己負担を抑制できます。しかし、故障、両耳装用の場合は医療保険の対象外となるほか、また、毎年交換する電池代やスピーチプロセッサなどのメンテナンス費用も必要になります。このことに関しては、障害者へのサービスである日常生活用具の給付の一つとして補聴器の給付が認められているのに、より重度の難聴者用の人工内耳の装着やメンテナンスに関しては、国は日常生活用具の給付としては認めておらず、矛盾が生じていると考えております。人工鼻に関しては気管切開をされた方が使うもので、鼻からの通気がなくなりますので、かわりに喉の開口部から空気が出入りすることになります。そのため、鼻のかわりとなって入ってくる空気に湿度と温度を与える装置でございます。この人工鼻の消耗品部分を定期的に交換する必要がありますが、その費用が月額2万円を超える場合もございます。このことについても日常生活用具の給付対象と国はしておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

やはり同じようなですね、事例案があるということで、手厚く障害者の方の支援もやる必要があると思います。

要旨（3）に移りますけども、町は障害者への適切なサービスのあり方をどう考えるかという点ではありますが、今回の事案ですけども、これについてですね、抜本的な対策をどう考えるかと。課題の改善策としてですね、国への行政改善要望等を上げるべきだと私は思うわけですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者へのサービスの基本は、国や県の財源が投入されている以上、同じ県内・国内では同様のサービスが提供されるべきであり、居住地で格差がつくことは課題であると考えております。具体的には、平成18年度の厚生労働省通知を見直していただくということが、国においてぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それと人工内耳に関しましては、多くの声が福岡県に届いた結果、県から国への要望等の一定の取り組みが進んでいるものと判断されます。このため、私ども自治体は、県を通して国へ市町村の実態や要望を声として届け、よりよい障害福祉サービスが提供できるよう働きかけていくことが基本だと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁にありましたように、自治体格差が生じるのはどうかという点も指摘はありましたけども、当然の暫定的な処置としてはですね、市町村の中でもそういった格差が生じても不思議ではないだろうと私は思うわけですね。そういう面からすると、やっぱり国が施策を講じるまでの間、ずっとそういった障害者に負担を強いるというのはどうかなと考えるわけです。

最後にお伺いしますけども、市町村単独によるサービスの提供、今、見解については述べられたかと思えますけど、もう一度、再度確認いたします。この見解についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

市町村が補助金を創設するなど、制度的には可能であろうと考えます。しかしながら、日常生活用具の給付事業が市町村事業とはいえ、国が2分の1を、県が4分の1を支援する障害者へのサービスでございます。住んでいる自治体が違うためにサービスに格差が生じるようなことは、障害者にとって適切なことではないと考えます。そこで、市町村事業であっても全国どこでも同様のサービスが受けられるよう、国において平成18年の厚生労働省告示第529号「障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」を見直していただき、必要な用具種類を加えるとともに、貸与という方法の拡大を推進していただきたいと考えております。そのためにも私どもは、引き続き県などへ実態に関する情報提供や要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町としてもですね、そういうことで、しっかりとですね、要望を県のほうに上げていただいて、こういった改善を図っていただけるような、国がそういった施策を講じていただけるように尽力していただきたいと。私自身もですね、党としまして、公明党としまして国会議員等に訴えさせていただいてですね、そういった格差があるんだということをしっかりと訴えて、国会の場ですね、国会議員に働きかけをしていきたいと考えております。そのような中で、こういった障害者の方のサービス提供が充実、手厚くなるようにしっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思います。1件目はこれもちまして終わらせていただきます。

2件目はですね、AEDの普及促進についてです。このAEDの設置についてはですね、義務規定はございません。緊急時に有効な手段として設置を推進している自治体がふえておりますが、町の公共施設でも設置はされていると聞いております。しかしながら、さらなる普及啓発や適切な管理を図るべきと考えて、お伺いしていきたいと思っております。

このAEDですけども、自動体外式除細動器のことではありますが、これはですね、心臓が心室細動を起こし心肺停止になった場合に、心臓に電気ショックを与えて心臓を正規に戻す医療機器です。このAEDですけども、薬事法の医療機器として指定されております。実際はですね、医療機器ですので誰でも使えないわけですけども、平成16年の7月、厚生労働省医政局長の通知によってですね、一定の条件の中で使えるようになりました。

条件をちょっと紹介しますと、医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること、1つですね。2つ目、使用者が対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。3つ目、使用者がAEDの使用に必要な講習を受けていること。4

つ目が、使用されるAEDが医療機器として薬事法上の承認を得ていること。この4つがそろって、非医療従事者である一般の庶民の方ですね、町の町民の皆さんも使用することが可能となるわけです。

そういった医療機器ですけども、実はですね、サッカー選手が練習中に心筋梗塞で死亡するなどのことが起こったということで、各地からもですね、行政要望等が上がってまして、これは関東、京都、北海道が、何かそういったのが上がっている著名なところでもありますけども、その要望はですね、公共施設や不特定多数が利用する施設へのAEDの設置を推進してほしい。数をふやして必要なところに設置してほしいということですね。それから、設置しているAEDの中に電池切れ、まあ電源が作動しないなどのトラブルもあるので維持管理を適切にしてほしいと。使えなければ何にもならないということですね。それから3つ目は、これがどこに設置しているかわからないと。町民がわかりやすい場所の情報を提供してもらいたいというような3つの御要望が上がっております。

それで要旨(1)ですけども、AEDの設置の普及促進の見解について、まずお伺いいたします。答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

AED設置の普及促進の見解という形で、突然の心臓停止は死因の上位に挙げられ、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る可能性があるというふうに思っております。先ほど松岡議員が言われましたとおり、この自動体外式除細動器につきましては心臓機能を正常に戻すことができるというところの中で非常に有効な手段であり、AEDの設置は必要という形の中で認識をしております。また、一般の方も音声メッセージをもとに操作することができることは、非常にメリットがある機器であるというふうに認識をしております。運動中の不慮の事故、先ほども出ましたサッカー選手とか、部活動中にボールが胸に当たって心臓が正常な動きをしていないというところで、このAEDがあると助かったという事例も聞いております。そういうことを踏まえまして、芦屋町では平成18年に財団法人福岡県市町村振興協会より無償配付を受け、もしもの場合に備えて町内公共施設18カ所に設置をしているというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のほうでは義務規定はございませんけども、設置、普及促進を図るという見解、それでよろ

しいかと思いますが。

要旨（２）に移りますが、それではですね、AEDの町内での設置状況はということで、町内で設置している場所について掌握されていると思いますけど、どういう状況でしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほど答弁で18カ所というところにつきましては、平成18年に18カ所設置し、その後、平成29年に機器の老朽化により入れかえを行っております。平成29年度からは、町の公共施設については20カ所に設置をしております。設置場所につきましては役場1階の総合案内所の横。学校施設につきましては緑ヶ丘保育園、山鹿保育所、3小学校、中学校の事務室、職員室前、社会教育施設として総合体育館、テニスコート場、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館、芦屋釜の里、芦屋歴史の里の事務所前、老人憩の家寿楽会館・鶴松荘・山鹿荘の事務所入り口等に設置しております。それと、あと、子育て支援センターの事務所前、マリントラスあしやの1階エレベーター前に各1台を設置しております。そのほかで把握しているところにつきましては、レジャープールアクアシアンと競艇場です。私立の幼稚園、保育園につきましてもAEDを設置しているという形で情報を得ております。芦屋町の公共施設にて、ほぼ設置をしているところが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

20カ所、プラスアルファの設置が芦屋町の中でもされているということだと思います。まず、これについてですね、町のほうとしては設置場所についての配置については適正と考えておられるのか。また、それ以外ですね、今のアクアシアンとか観光協会等で管理されているところとか、そういうのも含めてですね、ある程度はされてるかと思うんですけど、それ以外ですね、事業者さん等も含めて普及促進、協力依頼についてお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

他の事業者というところでの普及促進というところに関しましては、先ほども松岡議員が言われてました不特定多数集まる場所というところは、やはり公共施設が一番多いのではないかと

うふうに考えております。そこで充実を図っていけないのではないかと。それと、あと、今度は一般の商業者等の設置のお願いにつきましては、やはり金額的にも数十万、購入する場合はかかりますので、なかなか難しいのではないかとというふうに考えておりますけれど、設置場所や設置するところにつきましては、そういう不特定多数が集まるようなスーパー等お願いできるのであれば、ちょっと状況確認をして注視をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この、いろんなところに設置していただくということですが、このAEDについては、やっぱり使用ができる条件を整えていなければならないと思うんですね。だから、使用できる要件をまず整える必要があるかと思うんですね。これについてはですね、まず、どこにあるか周知されておかないとやっぱり意味がないと思うんですね。それから2つ目は、使用できる状態が維持されておらないといけな。3つ目は、適切に使用できる人がいるかどうか。先ほどの、この医療法で定めておられる、薬事法で定められておりますので、医療機器ですので先ほどの条件がかかってくるわけですが、使用できる人については、そういった講習も受けておかなければならない。こういった方が、条件がそろった中でしか扱えない状況にありますので、これをしっかりと管理する上では、よくこの要件を守っていかなければならないと思います。

それではですね、そういうことで、設置場所の周知、それから維持管理が適切にやっているのかどうか、それから使用できる人の配置状況がどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

設置場所につきましては、周知につきましては、町のホームページのくらしの情報、消防の中にAED（自動体外式除細動器）についてと題した中に、設置場所を掲載しております。

維持管理につきましては、平成29年から5年間のリース契約を行い、保証・保守については、期間内において通常使用による故障や製品の不具合が認められた際には無償修理を行うこと。保証期間内の有効期限経過及び救命使用時等、必要に応じ電極パッド及びバッテリーの無償交換・供給を行うこととしております。

使用できる人の配置につきましては、正規職員のほうがAEDのほうにつきましては使用できるという形になっておりますし、1階部分では保健師さんもいますし、総務課につきましても2年に一遍、消防団と普通救命講習を行って、総務課の消防担当につきましてはAEDの取り扱い

ができるような形で訓練はっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の設置場所についてはですね、ホームページに一応そういった記載があるということなんですけども、こういった、どこにあるかわからないという御意見もありますので、今後ですね、こういった配置状況については逐次、広報あしや等も含めてですね、定期的にやっぱり町民の皆さんに、どこにあるかっていうのは明示していかないと、なかなか徹底できないのかなと思います。そういうことを今後とも取り組んでいただけたらというふうに思います。あとはですね、使用者の状況ですけども、やはりどこで起こるかわかりませんのでですね、その公共施設で、ある程度の人員は確保しなければならないと思います。

続きますけども、次ですが、このAEDの設置保守点検はリース会社で行っておられるということなんですけども、いろんな場所で、公共場所に設置されているということなんで、とりあえず生涯学習課が結構、公共施設を維持管理されてますので、所管ということで生涯学習課のほうの状況についてお聞きしたいと思います。この使用は、いつでも使用できる状態に維持されているか、また、使用できる人はいるのかどうか、生涯学習課所管のところでお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、まず初めに生涯学習課所管施設に設置していますAEDの日常の管理状況についてお答えいたします。平成21年度の厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」には、AEDの日常点検の実施方法について明示されており、これに準じて実施しております。具体的な方法ですが、AED本体には正常に動くかどうかAEDの状態を確認するためのランプや画面がついていて、各施設に設置されているAEDは緑のランプが点灯していれば正常となります。そこでAEDを設置している各施設では、各施設勤務職員が日々、開館及び閉館時や朝・夕方の館内巡回時等にこのランプが点灯しているかどうかの確認を行い、結果を業務日誌や巡回リストに記録して日常管理を行っております。

次に、使用できる職員の配置についてですが、平成20年に全庁的に行った普通救命講習を受講した職員の配置や、平成29年にAEDの更新を行った際に各施設勤務職員が設置業者から取り扱い説明を受けておりますが、生涯学習課職員に対し独自に取り扱いについての研修等は行っておりません。各施設勤務職員の大半が雇用期限が定められた任期付職員や臨時任用職員でもあ

り、また、以前講習や取り扱い説明を受けた以後に採用及び配置された職員もおります。各施設勤務職員に対するAED取り扱いの講習等については、総務課とも協議し検討いたしたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

先ほど述べました使用要件の中にもありますように、こういった取り扱いができる人がいなければ使えないわけですので、せつかくのですね、救える命が救えなくなりますので、そういった講習も受講できる体制は整えるべきだと考えます。それと、要件の1つであります電池切れがあったというような、他の自治体でもそういったことも聞かれますので、定期的な確認、これもやっぱり義務づけして、しっかりと、せつかく設置されたものでありますので、管理を適切に行うべきだと考えます。

それでは（４）ですけど、特に重要であります子供たちの教育現場ですけど、学校における救命教育に関しましてはですね、昨年の3月に公示された中学校新学習指導要領の中に、保健体育の中の分野の中に、応急手当を適切にできることということで記載があります。そういうことで、学校のほうでの救命教育はどのように行われているのか、学校教育課のほうにお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校での救命教育の実施状況ですが、教職員、中学校、各小学校の順で御報告します。

まず、教職員の救命教育の実施状況ですが、4校とも毎年1回、AED操作を含む普通救命講習を受講しております。次に中学校生徒ですが、2年生の保健体育の時間に保健分野の授業としてAED操作を含む普通救命講習を受講しており、受講者生徒は講習終了カードを取得しております。そして小学校児童ですが、まだAED操作は学ばせておりません。また、救命教育の実施状況は、学校によってばらつきがあります。芦屋東小学校では、遠賀郡消防本部職員に来ていただき、5、6年生が応急手当の講義と人形を使った胸骨圧迫の訓練を受けております。山鹿小学校では、遠賀郡消防本部職員に来ていただき、6年生が応急手当の講義と人形を使った胸骨圧迫の訓練を受けております。なお芦屋小学校では、現在は救命教育を実施しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

埼玉のほうはですね、やっぱり小学校の子供、児童が亡くなってですね、テキストをつくって、中学校も毎年ですね、そういった講習をやって、子供たちに心肺蘇生法を演練してるというようなことを聞いております。

我が町の取り組みですけど、今後の学校教育についてどのように行われるのか、まずお伺いたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、小学校児童については今後もAED操作を学ばせる予定はありません。ただし、応急手当や胸骨圧迫、心肺蘇生法などを学ぶ救命教育の重要性・必要性については十分認識しております。このため令和2年度からは、芦屋小学校におきましても高学年児童を対象に、応急手当の講義と人形を使った胸骨圧迫の訓練を実施する方針です。そして先ほど答弁しましたように、中学2年生になった段階でAED操作を含む普通救命講習を受講させ、講習終了カードを交付することにより生徒に達成感と満足感を感じてもらいます。AED操作を学ぶのに小学校高学年で早過ぎるとは思いませんが、まず、応急手当の講義や人形を使った胸骨圧迫の訓練を体験するだけでも、小学校段階では十分ではないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この教育ですけども、人を救うための講習ですけども、学校のほうでも行っていただいでですね、これが結果として子供たちの今後の将来に向かって自信にもつながりますし、社会に貢献できる体制がとれるかと思いますので、学校のほうでもしっかりと取り組んでもらって、みんなが使えるようになればというふうに思います。

2件目終わりました、最後は民生委員の確保についてであります。

福岡県ではですね、2016年12月の民生委員・児童委員一斉改選において、福岡県の所管57市町村のうちですね、38市町村で191名の欠員が発生しております。一斉改選を行ってから1年経過した時点の2017年12月時点においても、34市町村で122名の欠員が生じていると、こういう状況にあります。この欠員ですけども、この発生は住民サービスの欠如につながるだけではなく、欠員地域をカバーする民生委員の業務負担を招くなど、地域福祉増進の妨げとなっております。県のほうではですね、そういった課題があるということで検討委員会

を設置しまして対策を講じております。そういうことで、我が町についても、この民生委員の確保について問題があるのではないかと考えますのでお伺いしたいと思います。

初めに要旨（１）ですけれども、民生委員の充足状況についてはどうなっているかということなんですけど、現在の民生委員の配置状況と活動状況についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員につきましては、本年１２月１日が一斉改選の改選日ございました。結果として、民生委員の方が定足数３０名のところ２４名、主任児童委員の定足数２名のところ２名で、合計２６名体制となっております。総数としては、一斉改選前と比較して１名減少しておるような状況でございます。

それから活動状況でございますけれども、民生委員法、児童委員法に、活動の———どういった活動をするかということが規定されておりますけれども、主に地域での見守り、それから住民の生活情報の把握、相談に応じて助言や必要な援助を行うこと、それから福祉事務所を初めとする関係行政機関に協力することが主な職務・活動内容となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 ７番 松岡 泉君

２６名ということで、まだ少し下がってるような話もありますけれども。

それでは要旨（２）ですけれども、民生委員確保の課題は何かということで、欠員が発生する要因、それと、ことし１２月も改選されると思うんですけど、その状況についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員の欠員は全国的な傾向でございます。全国的に民生委員の方は高齢化していることによって活動が困難になること。次に、高齢者や生活困窮者、母子家庭などがふえ、福祉におけるニーズの多様化や複雑化により、民生委員の負担が増加していることが指摘されております。今回の改選に当たり民生委員・児童委員協議会の会長や自治区長さんとともに、多くの方に就任依頼を行った際にも「民生委員は大変だから」という理由で多くの方が就任を固辞されました。また、家族の介護やお世話等を理由にされておられる方もおられました。

それと改選状況でございますけれども、先ほど言いましたように、前回、一斉改選前は総数で２

7名でございましたけども現状では26名ということで、改選前と比較して1名減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

もう一度確認しますけど、ことしの改選状況は27名から1名減ということでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

徐々に減りつつあるということで、この福祉増進については非常に懸念されるころだと思えます。そんな中ですね、先ほど言いましたように、県のほうもその問題をやはり真剣に考えているということで、取り組みの対策検討会でもいろんな論議がされております。特に市町村に対してはですね、同じようにこの問題把握していただいて、対策について検討してもらいたいというのを県の検討委員会のほうから結果報告されておりますが、これについて町のほうは、検討委員会は開催されたんでしょうか。お伺いたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が平成30年5月に設置した民生委員確保のための検討会については、民生委員のなり手確保に関する検討を行うことを目的として、平成30年12月に結果が取りまとめられております。ちょっとまず、検討結果を説明しますと、県の選任基準における原則75歳未満の見直し。県から市町村への推薦文書の発出を早める。候補者向けのリーフレットの製作、小中学校PTAへの働きかけ。民生委員の研修を見直し、実践的なものにする。自治会等へ民生委員活動の妨げとなるような充て職は控えていただくよう市町村を通じて要望する。6つ目、民生委員と一体となって活動する福祉委員の好事例を発信する。7、活動に関するQアンドAを作成し、市町村に配付する。8番目が、市町村への民生委員確保のための検討会開催を要請するというので、議員の御質問でございます。

主に県のやるべきことを規定されておるんですけども、議員の御質問にございました民生委員確保のための検討会につきましては今回設置しておりませんが、昨年11月から民生委員・児童委員協議会と意見交換した上で、民生委員の確保について事務局である福祉課と共同で方針を定め、区長会でも協力を要請して取り組んできました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

具体的な対策は何か、今のところお考えはどうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員の確保は喫緊の課題でございます。本町においては本年11月に会長及び副会長と今後の対応策を協議し、その方針を11月の定例会で全ての民生委員の方へ説明したところでございます。具体的な方策については、民生委員の負担軽減、実情にあった担当地域などの見直しなどが考えられますが、今後も協議を進め、3年後の一斉改選までには何らかの施策効果が発揮できるようにしたいと考えております。なお、今回の民生委員の一斉改選後においても、民生委員が選任されていない地域の区長さん等と調整を行っており、引き続き民生委員の選出に努力を行ってまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

お話を聞くとですね、今までの民生委員の経験者の方から御要望等お話をちょっとお伺いしたんですけど、校区ごとの定数の指定をして民生委員の確保をしていったほうが、人員の確保ができるんじゃないかという御意見がございました。そういった校区ごとでまとめてですね、この定数を制定すると、そういったものは可能でしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員の定数につきましては、民生委員法第4条に「都道府県知事が市町村長の意向を聞いてこれを定める。」とあり、その定数基準が平成19年8月10日付の厚生労働省通知で示されて

いるところがございます。当該通知によれば、町村では70から200世帯ごとに民生委員1名と定められています。言い換えれば、70から200世帯ごとに1人の民生委員の担当区域を定めなければならないこととなります。したがって、小学校区ごとなどを単位として複数の民生委員を配置することはできないということとなります。しかしながら、配置されている民生委員が小学校区ごとにチームとなり欠員地区をカバーしていく方法も考えられるため、民生委員・児童委員協議会の方々と意見交換をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

とにもかくにも、この非常に重要な役職の方の委員ですので、いろんな規定もございましょうけども、やはり皆さんが、民生委員の方自身もそうでしょうし、住民の皆さんも安心してですね、安心して暮らせるような体制になればと考えますので、できる、できないというのはあるかと思うんですけど、しっかりと対応についてはですね、さらに検討していただきまして、いいほうにいけばと思いますので、今後ともですね、しっかりと取り組む必要があるかと思います。

これは県のレベルでの参考事例なんですけど、栃木県ではですね、協力者や後継者を育成する事業を行っておりまして、まず、民生委員制度や活動を学ぶ講座を開いておると。また、一日同行して活動を体験する機会を設けて取り組んでおると。そういった中で地域全体でですね、民生委員活動を支える機運の醸成を図っているというような事例もございます。これは県レベルでありますので、町レベルでどのあたりができるかというのは疑問点もあるかと思うんですけど、そういった民生委員の方に対する協力、また、サポートする機運の醸成、そういった中でやはりこういった委員の方の人材確保は進んでいくかと思っておりますので、取り組んでもらえればと思います。

とにもかくにも、この民生委員の確保は喫緊の課題でございますので、今後ともですね、活動に協力して人材確保に全員で取り組んでいかなければならないと考えます。

以上をもちまして、松岡の一般質問3件について終わらせていただきます。以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。再開は11時5分からいたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時5分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

件名1、総務省の自治体戦略2040年構想について。自治体戦略2040年構想は、2040年には人口減少が著しくなり内政上の危機を迎えると結論づけ、そのための戦略を逆算的に構想するバックキャスティング思考のもと、公務員を半減させるスマート自治体の実現に向けAI活用やアウトソーシング等、公共サービスを民営化・産業化させるものであります。しかしながら、行政の民営化は地方自治体としての責務や役割が壊されるため、一方的に国が決めた構想に突き進むのではなく、想定される将来をよりよくするために最大限の努力で地方自治を守るべきと考えます。

そこで次の点を伺います。まず第1点目に、自治体戦略2040構想を町はどう受け止めているのか。これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

自治体戦略2040構想を町はどう受け止めるかについてお答えいたします。

自治体戦略2040構想は総務大臣主催の自治体戦略2040構想研究会により報告され、公表されたものです。「人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」をテーマに、2018年4月に第1次報告、同年7月に第2次報告が行われています。第1次報告では、2040年頃までの個別分野の課題と2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応、第2次報告では、新たな自治体の基本的考え方が提起されており、その内容は今後の地方自治体のあり方を抜本的に見直す内容と考えます。

これを受けて、2018年7月に第3次地方制度調査会が設置され、内閣総理大臣から「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックス、その他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議を求める」との諮問がされ、2019年7月に中間報告が行われています。この審議を注視し、求められる方策について対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、2040構想研究会のですね、内容と、安倍首相の第32次地方制度調査会の第1回総会での発言も述べられましたが、この安倍首相のですね、第1回総会での発言については、基本的には研究会報告の内容をですね、忠実に反映した諮問内容ということですね、今まで出された第1次、2次、そういった研究会の内容が地方制度調査会の中で、その方向で話し合いをされるということになっています。研究会の3名がですね、この地方調査委員として任命されているという点を見ましても、この研究会の方向が今後の地方制度調査会の自治体に出される方向に、答申になっていくということが考えられます。この中ではですね、やはりスマート自治体自体はやっぱり公共サービスを維持し、向上させるから必要であるという、そういった観点が立てられていますけど、こういったですね、スマート自治体に行くのは時代の流れで進んでいくでしょうが、やはり自治体としてはですね、住民の福祉の増進、地域の特性や自立性を尊重したまちづくり、こういったですね、基本を理念として、将来にわたって地方自治体としての責務や役割を果たしていくという、こういったことが必要だと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

川上議員の言われる御指摘のところがございますように、基本的な地方自治体の責務というのは当然果たしていかなければなりません。そのためには、マスタープランとか各種個別計画をつくって対応しておるといふふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

このですね、研究会の第2次答申の中ではですね、将来の人口予測、まあ2040年ですけど、これがですね、日本国内の全ての自治体がどのくらいの人口になるのかというのを予想しています。その中でですね、芦屋町については2040年には現在の、まあ基本が2015年ですけど、2015年に比べるとですね、50%半減するという、そういったふうに見ております。この50%半減している自治体というのは福岡県の中で見れば、川崎町とみやこ町でしたかね。3自治体ですね。2つしかありません。ちなみにですね、水巻町は30%減、遠賀町は20%減、岡垣町も20%減という、こういったふうですね、研究会は将来的な人口はこのようになるということを示してますけど、これについてですね、町としてはどのようにこれを受け止めるのか。それについて伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

この人口についてですが、自治体戦略2040構想の第1次報告の中で、2015年から2040年の芦屋町の人口が40%から50%減少すると推計をされておるところです。町としましては、28年3月に人口ビジョンを策定しております。この人口ビジョンの中では、2060年の芦屋町の人口の将来展望、これを1万216人としております。

現在、各種移住・定住施策を実施しておりますが、引き続き、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める積極的な施策の展開などにより人口減少に歯どめをかけ、持続あるまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まあ芦屋町はね、さっき言われたように、人口が減っていく中でもそれを食いとめ、活力ある町をつくろうということで、町の職員や町長を初めですね、頑張っておられるわけなんですけど。現在も安倍政権が進めている地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略がやられているわけなんですけど、芦屋町もこれに手を挙げて芦屋港活性化基本計画、そういったものをですね、実現させていって、町の活性化や人口定着を図ろうというふうに努力してますけど、この地方創生法には、戦後初めて「人口減少に歯どめをかける」という、そういった目標が書いてあります。

ところが、この研究会の答申、また今後出される第32次地方制度調査会の内容としてはですね、そういったことが全然反映されなくて、半分になってしまう。5,000人台になってしまうというようなね、そういったことが書かれているわけなんですけど。政府としての統一性が本当にこう、ないのではないか、地方の町の活性化の努力を踏みにじるものではないか、こういったふうに感じるわけなんですけど。

町長に伺いますけど、町長はこういったふうに国が、芦屋町の人口が半減していくと見ているという、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

どのようにお考えでしょうかと聞かれても、しっかりですね、これはもう現実として直視しなくてはいけないと思っております。そのために、さまざまな定住化政策を打ち出しておるわけで

ございますが、なかなかですね、今、議員が言われたように、遠賀郡4町の比較を私もこの表を見させていただいて、芦屋が1番減少率が50%という大きな数字になっておるわけでございますが。

いつも私が、いろんなところでお話してるんですが、芦屋は有効面積というんですか、それがもう結局、県内60市町村のうちの59番目ですよということで、それはやっぱり航空自衛隊芦屋基地、それから一級河川で占められて、その中での結局、土地がそういう形でしかない。そして結局広い土地のあるところは、今、景気が少し、いいのか悪いのかわからなくなっておるわけでございますが。例えばですね、鞍手インターができました。やはり企業が出てきます。企業が出てくれば人がついてきます。それから今、この北部九州では豊前のほうがですね、やはり車の関係で工場が出てきております。まあまあ、もろもろいろんな形の中で関連企業も出てきます。芦屋の町の場合にはそういう状況ではない。じゃあ、そういう状況ではない町の中で、どうやって人に住んでいただくか、住みやすい町にするか、住んでいただくようにはどうしたらいいかという、我々行政の中でさまざまなやり方ですね、今、努力しておるわけでございますが、なかなか実を結ばないというところですね。同じような施策をどこもやるもんやからですね。そういう話はもう日常茶飯事で、いつも毎日のように人口問題は出るわけでございますが、それにめげず、とにかく前を見て、とにかくやれることはもう全てやるという気構えですね、このことに努力しておる次第でございます。議員もその点につきましては御理解を賜わっておると思いますので、議員の皆様方もさまざまな提案をですね、提言をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まあね、町としては、そういった点では努力しているということですが、もともこの2040構想が出たというのは、平成の大合併が行われましたけど、この大合併が基本的には結果的に失敗だったということが明らかになってきました。先日の新聞報道でありましたが、合併した自治体と合併しなかった自治体を比べてみると、合併した自治体のほうが人口減少が大きく、合併しなかったところのほうが踏ん張っているという、そういったことが出されていまして。

そういった中でですね、国としてはこういった自治体消滅論にはですね、今度のこの発表、そしてまた、流れの中では定住自立圏構想とか連携中枢都市圏構想、こういったものを打ち出してですね、合併できなかった分をそれでカバーしようというふうにしています。こういったですね、構想が何をもたらしているかという、やはり消滅自治体ということをおどしにして、地方自治

の本旨をですね、全く踏みにじろうという考えです。今、私たちの自治体では、曲がりなりにも広域連合とか一部事務組合とか、そういった広域的なことを行うときには、そういったものをつくって、そして住民の代表である議員が出て、議会を形成して決定してるわけですけど、こういった定住自立圏とか連携中枢都市圏構想、これは議会なんかを通さないで自治体自体が決めてしまうという、そういったことですね、地方自治の本旨を踏みにじろうということが明らかです。こういった中でですね、きのうも出ました会計年度任用職員制度、これもやはり、この2040構想の一環の一つとして出されているわけです。

それでは2点目にですね、公務労働は職員の適正配置で対応すべきではないか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員の適正配置についてお答えいたします。

自治体戦略2040構想の第2次報告では、新たな自治体行政の基本的な考えとして、労働力、特に若年労働力の絶対量が不足することから、スマート自治体への転換が必要とされております。

具体的には4点あり、1点目は、経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。2点目は、全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。3点目は、標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制にする。4点目は、自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる仕組みが必要で、円滑に統合できるように期限を区切って標準化・共通化を実施する必要がある。自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要になるのではないかというふうに述べられております。

職員定数につきましては、各種施策の展開により従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みづくりが重要です。職員数を半減にすることが前提ではなく、自治体の事務、事業の性格、内容を踏まえた検討を行い、適正配置を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

基本的にはAI化を進めてですね、職員を半減化していくというのが研究会の提言の中でもう

たっておりますし、何よりもこれを先取りしている東京都の足立区なんかでは、戸籍窓口業務とか企画立案するべき業務を丸投げしてですね、外部委託では労働局と法務局から是正を受けて、偽装請負ではないかという、そういったふうな指摘も受けるということですね、やはりこういった公務労働については、やっぱり外部委託することなくですね、職員の適正配置でやるべきだというふうに考えます。

3点目にですね、自治体の業務のA I化で住民サービスは向上すると考えるのか、この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

自治体業務のA I化による住民サービス向上について、お答えいたします。

件名2の先ほどの総務課長の答弁にもありましたが、スマート自治体への転換の施策の一つとして、全ての自治体でA I・ロボティクスが処理できる事務作業は、全てA I・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要があると述べられています。

このA I等の活用については、芦屋町としましても、ふくおか電子自治体共同運営協議会において県と共同研究を行っております。具体的にはA Iチャットボットによる総合案内サービスで、スマートフォンやパソコンからの住民の問い合わせにA Iが自動回答するものです。実際に横浜市では、ごみ問題への取り組みをPRするためにA Iチャットボットを導入し、分別方法に関する質問を解決しています。効果としては、人的なランニングコストの縮減や営業時間外でも疑問に答えられるということで、住民サービスの向上につながっています。2040年の20年先となりますと、さらなる技術革新により住民サービスの向上が期待されますが、導入に当たっては十分な検討が必要と考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

スマート自治体やA Iの活用ではですね、情報の漏えいの問題なんかが、やっぱり住民は大変心配しているわけです。今日のニュースでもですね、データの流出問題とかが出てきましたけど、どんなすぐれた情報収集力のある、分析力のある機械でも、やはり最後はマンパワーであり、職員が判断を下すこととなります。住民サービスの向上とともに、職員の過重労働、時間外勤務の負担軽減などを踏まえたですね、A Iの導入が必要だと考えます。本来であればですね、スマート自治体によって職員が住民と接する機会、こういった時間がですね、でき、ふえ、住民サービ

スが向上し、暮らしがよくならなければいけないんですが、今やろうとしていることは、職員を減らし、労働密度が強化され、職員の仕事がAIの管理を中心となるようなですね、労働形態になる。こういったことになるのではないかと危惧しているものです。今回ですね、この質問を行ったのは、スマート自治体の推進、職員削減、そして著しい人口減少など、こういったことですね、国は自治体を締めつけていますが、こういったおどしにとらわれず、しっかりと芦屋町は芦屋町の独自性を生かした、そして住民自治、地方自治を守る立場で地方自治体の役割を果たしてまちづくりを行うという、こういったことが必要であるというふうに考えます。そういった点ですね、そういったところを留意して、今後進めていただきたいと思います。

次に2点目に、アスベスト対策についてです。アスベストは天然に生成した極めて細かい鉱物繊維で、熱・摩擦・薬品に強く、丈夫という特性があり、建築物の天井の吹きつけやボイラーなどの配管の断熱材、保温材など、建設材料として使用されていました。昭和35年から使用は一般化しましたが、吸入により人体への悪影響を与えることから、昭和50年から段階的に規制され、現在は全面的に製造・使用が禁止されています。一般的に発じん性などの違いから、レベル1吹きつけ石綿、レベル2石綿含有保温材、レベル3石綿含有スレート波板と区分され、石綿は関係法令である建築基準法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法により規制が行われています。そこで、次の点を伺います。

まず第1点目に、芦屋町の小中学校、公共施設等におけるアスベストの調査と使用状況はどうなっているのか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

総務省の調査依頼により、芦屋町が管理している公共施設の吹きつけアスベスト調査を平成17年度に実施いたしました。調査対象としましては、小中学校も含めた全施設の既存図面を確認し、目視できる壁面などの露出部に吹きつけ材が使用されている施設において、アスベスト調査を実施しております。アスベスト調査を実施した施設としましては、庁舎、町民会館、東公民館、中央病院、山鹿保育所、下水道の中ノ浜ポンプ場の計7施設でございます。

調査結果につきましては、厚生労働省の基準を超過した施設が2施設ございました。この2施設につきましては、既にアスベストの除去を完了しております。また、町民会館におきましては平成21年度の改修工事において、平成17年の調査において目視できなかった客席天井裏の鉄骨部に吹きつけアスベストが確認されたため、封じ込め工法により適正な処理を実施しております。また、さらに平成29年度に実施しました高浜団地の空家解体工事において、同年、環境省

からの通達に基づき、外壁の仕上げ塗材についてアスベストの含有調査を実施した結果、含有が確認されましたので石綿防止対策マニュアルにより適正な処理を行いました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

公共施設についてはですね、調査し、そしてアスベスト除去の対応処理をやっているということですが、それでは2点目のですね、民間建造物や個人住宅、集合住宅等のアスベストの調査はどうなっているのかについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それでは、お答えいたします。

民間建築物におけるアスベスト調査におきましては、平成17年に国土交通省が昭和31年から平成元年に施工された民間建築物のうち、延べ面積1,000平米以上の建築物を対象に調査推進を行っており、その後も国と特定行政庁が連携協力し、1,000平米未満の建築物においても調査台帳の整備やアスベストの使用実態調査等を実施している状況です。また、芦屋町における民間建築物におきましては、特定行政庁である福岡県の管轄となります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

お手元にですね、資料があると思いますけど、これの中でですね、大気汚染防止法による規制ということで載っていますが、先ほど言ったようにですね、レベル1、レベル2は吹きつけ石綿とかですね、断熱材とか保温材とかそういったものですが、これについては規制対象になっていますが、レベル3のですね、その他の石綿含有建材については、これは一般的に言えば、倉庫とかに使っている波型スレートです。ほとんどの倉庫に使っている波型スレートというのはアスベストが入ってまして、それをセメントで固めているという、そういったものが今も使われています。ただ、これはセメントで固めているのでアスベストが飛散するということはないんですけど、ただ、これについてもですね、処理については、やはりアスベストですから、アスベスト特有の処理をしなければいけないという対象になっています。その下の、大気汚染防止法による規制（事前調査）の中にですね、真ん中付近に、特定粉じん排出等作業の都道府県・政令市への届け出と

ということで、こういったことですね、一般的な民間の住宅や建物については、県や政令市がそういったところで責任を負うということになっています。

それで今、問題になっているのはですね、1970年代から1990年代のアスベスト全盛の時代については、普通の戸建ての家についてはですね、アスベストやアスベスト含有建材が使用されていることが多いということで、特に個人住宅については屋根材・天井材・壁材・間仕切り材、それから床材・内装材・断熱材・耐火材としてアスベストが使用されています。部所としては屋根・天井・壁・床・風呂場・台所など、こういったところで使用されているということで、今こういったですね、戸建て住宅もですね、年数がきて解体されてますが、こういったところについてもですね、アスベストがありながらアスベスト対策をしないで解体されているという状況です。特にですね、集合住宅のアパート、長屋ではですね、鉄骨づくりや準耐火建設物ではですね、アスベストが使われてる可能性が高いという状況になってます。こういったところをですね、ちゃんと大気汚染防止法による規制でですね、処理をしなければいけないと思いますけど、この点について町はですね、こういったふうに考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

まずは届け出でございますが、特定行政庁である福岡県に確認しましたところ、現在では延べ床面積300平米以上の建築物についてアスベスト調査台帳を整備しているということです。芦屋町におきましてもですね、特定行政庁が県であるということとしましても、町民の方々の安心・安全確保のため、いろんな情報を収集し、県とも連携をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この間、議会の一般質問でもですね、芦屋町にもアスベストを使った、そういった建物があるので、どう対応をするのかということも言われてましたが、やはり、基本的には県がするわけでしょうが、しかし、その被害に遭うのは芦屋町の住民です。アスベストの被害はすぐに出るのではなくて、15年後、20年後、30年後に出るという、そういった状況なんですね。やはり飛散したりしたら周りの住民の方もそれを吸い、アスベスト被害に遭うということになります。

11月の9日にですね、福岡高裁で、建設現場でアスベストを吸い込み肺がんなどを発症したとして、建設労働者が国と建材メーカーに対して損害賠償を求める控訴審判決が出され、国とメ

一カーに対してですね、3億4,800万の支払いを命じたということで、やはりアスベストについてはですね、今やっぱり、そういった解体従事者と、やはり周辺住民の安全や健康を守るという点ではですね、大変、国としてもですね、注視している状況です。

それで3点目の、大気汚染防止法による特定建材の除去などの作業基準はどのようになっているのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それでは、お答えいたします。

環境省の石綿飛散防止対策マニュアルによりますと、解体工事の場合は除去することとなりますが、改修等の工事の場合は吹きつけ材の劣化・損傷状態に応じて、石綿障害予防規則第10条第1項により、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を講じなければならないとあります。

そこで、御質問にあります除去の作業基準について御説明いたします。まず、作業レベル1といわれる吹きつけ材の除去作業を行う主な基準ですが、作業箇所の部屋全体をセキュリティーゾーンといわれる前室により隔離する。排気装置にて作業箇所の密閉、いわゆる負圧を確認する。除去部に対して粉じん飛散防止処理剤等により湿潤化を行う。梱包については十分な強度を有するプラスチック袋で2重梱包とし、セキュリティーゾーンへ搬出後、運搬する。作業レベル2といわれる保温材等の除去作業を行う主な基準でございますが、必要に応じて作業箇所を隔離・養生する。除去部位を粉じん飛散防止処理剤等により湿潤化する。除去物の排出方法は、廃棄袋に付着した石綿が可能な限り飛散しない方法を行う。最後になりますが、作業レベル3といわれる繊維強化セメント板等の除去作業を行う主な基準ですが、除去部位を粉じん飛散防止処理剤により湿潤化する。搬出については、石綿含有製品と外部から判別でき、他の搬出物と混在することがないようにする。

以上が作業基準となります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういったですね、法律にのっとってですね、対応するように決められてますので、本来的にはコンプライアンスを守ってですね、しなきゃいけないんですが、ただ、現行ではですね、ほとんどがアスベスト建材が含まれた建築物の解体には飛散防止対策が必要なため、通常解体工事より解体費用や時間が多くかかる。そのため、解体前の事前調査で十分な調査を行わず、アスベスト建材の含有を見逃したり、解体工事において適正なアスベスト飛散防止対策や作業員への暴

露防止措置がとられていない現状がいまだ多くしているということで、とにかく事前調査についてもですね、時間がかかるので、ないということを前提にしてですね、解体するということが往々に出ているということです。

それでは4点目の、アスベスト含有検査の診断日数はどのぐらいかかるのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

調査専門機関に確認しましたところ、採取する検体の数にもよりますが、解析に1週間、報告書作成に1週間の計2週間程度を要するということだそうです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この検査にですね、やはり日にちもかかりですね、料金も相当かかるということで、もうこの検査をせずにですね、解体するということが横行しているという状況です。

資料のですね、2点目にですね、2枚目にアスベストアナライザーというのが写真であります。これはですね、重さが1.2キロ、持ち運びが容易であるということで、建材の部位をですね、ここに入れてすれば、計測時間が約10秒でですね、アスベストが含まれているか含まれてないかわかるということで、今、北九州市でもこれを導入してですね、検査にこれを使ってですね、立ち入り検査とかやって、アスベストがあればそれを指導するという、こういったことをやられてます。今、一般住民のですね、戸建て住宅にもアスベストがあると言いましたが、こういった方々からアスベスト使用に対する調査依頼の要請があった場合、芦屋町ではどういうふうになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

またこれも、特定行政庁の話にはなりますが、県に確認をいたしました。先ほど言いましたアスベストアナライザーにつきましては県が所有しているということで、基本的には災害時に使用します。また、民間の建物においても必要に応じて使用していくという回答を得ておりますので、

先ほど申しましたように芦屋町としても、特定行政庁と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

北九州は政令都市なので、自分のところでしなきゃいけないということで独自で持っていますが、お金も一定かかりますけど、そういったものがあればですね、今後のアスベスト対策には十分効果があると思います。芦屋町でもですね、そういったことが導入できればですね、やはり住民の安全、暮らしを守るために、やっぱり必要ではないかなというふうに思います。やはりですね、今後もやっぱり住民の命と健康を守るため、アスベスト対策に力を注ぐことを求めて、この質問を終わります。

続いてですね、中央病院の再編統合問題についてです。厚生労働省が9月26日、病床数を削減することを目的として、全国の公立・公的医療機関を対象に再編統合の必要性について再検証を行い、全国424の病院について「再編統合について特に議論が必要」とする分析をまとめ、病院名を公表しました。福岡県で13の病院が対象とされ、中間・遠賀地区では芦屋中央病院、中間市立病院、遠賀中間医師会おんが病院の3病院が対象となっています。今後、厚生労働省は地域の医療計画をつくる各都道府県に対し、地域内の他の病院などと協議しながら2020年9月末までに対応方針を求めるとともに、他の病院への統合や病床数の削減、診療機能の縮小などを2025年までに終わるように要請するとしています。また、国は都道府県につくらせた地域医療構想をてこに病床削減を狙っていますが、現在のスピードでは2025年の期限までに達成できないとして、もう1段階の対応が必要と問題視し、構想地区ごとの調整会議で、都道府県に対して公立・公的病院に統合再編などの再検討を要請、重点区域を設定し、統合再編の方向性などについて直接助言するといった対策を次々と打ち出しています。そこで次の点を伺います。

1点目に、厚生労働省は10月17日、九州・沖縄を対象とした最初の意見交換会を福岡市内で開きましたが、芦屋町は参加したのか。また、意見交換ではどのような意見が出されたのかについて伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

意見交換会には、芦屋町からは芦屋中央病院に派遣している町の職員が参加しております。また、病院代表として芦屋中央病院の院長が参加しております。

意見交換会で出された主な意見ですが、芦屋中央病院に確認したところによりますと、「病床削減のためではなく地域の現状を踏まえて議論してもらえばよいと言われ、検討会では真摯に議論を行ったが、その結果に対してこのような発表がされるのは残念である。国の考えとこちらの思いにギャップがあるのではないか。病床削減が目的なら最初から根拠となるものを提示すべきではなかったのか。」というような意見。また、「2017年6月一月分のみのデータをもとに判断されるのは納得できない。」という意見。「都会の病院ありきではないか。地方の田舎の病院は不利である。」という意見。「今回の発表で病院がなくなるのではないかと患者や職員が不安に思っている。また、地方の田舎の病院では、この発表が医師や医療職の採用に支障となっており死活問題である。今回の発表は地方には影響が大きいことを理解し、この結果により病床削減、病院の統廃合を強制するものではないということ、不安やマイナスイメージを払拭するメッセージをきちんと出してほしい。」という意見。「今後の検討について、資料の提供や今後の進め方もこの意見交換会の意見を参考にと言われているが、期限が来年の3月、最終は9月となっており、期限的に難しくスケジュールの変更等の考えはないのか。」というような意見があったとのことです。

これらの意見を受けて、厚生労働省からは「再編・統合という言葉が誤解され、メディアの表現に若干の誤解があり、統廃合と受けとめられている。メディア発表について唐突な形となったことを反省している。」との言葉が副大臣、審議官からありました。「どこか何かで線引きする必要があり、今回の結果となった。これだけをもとに国が強制的に、公表された全ての病院において統廃合を推進することではない。それぞれの地域の実情を踏まえた議論を行ってもらえばよい。」という話があったということです。その上で今後、人口減少や高齢化が進む中、医療ニーズに合わせて診療体制を見直す必要があると改めて強調し、来年9月までに各地で議論を進めるよう求められたということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この、唐突に424のですね、病院の名前が出されたことについては、やはり福岡の会場でもですね、相当、自治体としては納得できないというようなことでしょうか、全国的に見てもですね、「地域の実情を無視した機械的なデータの出し方だ。撤回を求める。」、「病床削減すれば、住民にとって医療サービスが落ちることになる。」、「人口減少に対応するというのが、既に子育て世代が住まなくなっている。地方創生に相反するやり方だ。」、「若い医師が名前の出た病院で働きたいと思うか。医師確保の頑張りやを踏みにじっている。」、「病床削減すれば、住民にとって医療サービ

スが落ちる。」など、多くですね、不満の声が上がっています。関東甲信越の会場ではですね、長野県の佐久総合病院の院長から「地方の病院は民間病院では採算がとれない医療を提供して、住民たちの暮らしを必死で守っている。今回の公表はそうした病院に統廃合を迫るもので『地方に人が住む必要はない』と言っているように聞こえる。」と話しています。

福岡県でもですね、13の病院の名前が挙がってますけど、この中にですね、新宮町の福岡県こども療育センターも挙がっています。ここは、手足の筋肉が動かしづらいなど体に機能障害のある子供たちの治療や運動訓練を行っているほか、脳性麻痺の子供たちの整形外科手術などを行っており、がんや脳卒中などの実績がないというところです。「県内からも全域から利用があり、1日30人の子供たちが利用している。急な発表でいらない混乱を招き、保護者や医師からは戸惑いや不安の声が上がっている。」というふうに話しています。基準がですね、こういった、がんの治療をやっているのかとか、手術はしているのかとか、そういったところを基準にして判断しているので、そういったことをやらない特殊な病院については統廃合の対象になるということで、一方的に挙げられているという状況です。

それでは2点目のですね、中央病院はこの病院名公表をどういうふう考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認した内容をお答えいたします。

国は平成26年、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築する目標を定めています。医療介護総合確保推進法の制定により、地域包括ケアシステムを構築する目標達成のための取り組みの一つとして地域医療構想があります。

地域医療構想は平成28年度に各都道府県が策定済みであり、その内容は、2025年に向け病床の機能分化、連携を進めるために、二次保健医療圏ごとに医療需要と病床の必要量を推計し定めたものであり、この医療供給体制を実現するために、二次保健医療圏ごとに開催される地域医療構想調整会議で議論・調整が進められています。しかしながら、現在取り組まれている地域医療構想調整会議での議論・調整が、福岡県以外で国の想定より進展していなかった地域があったため、その議論・調整を活性化する目的で今回の厚生労働省からの発表となったようです。

芦屋中央病院としては、関係者に十分な説明もなく、唐突な発表の仕方については納得できませんでした。国の地域医療構想に関するワーキンググループで議論をされていることを承知していたこと、今回、公表のもととなった調査は2年前のもので、かつ、その内容が地域の医療情勢

を無視した画一的な指標で判断されたものであり、多くは地方の小規模な公立病院が対象となっております。公表が唐突で、公表された病院の中に芦屋中央病院が含まれていたことについては若干の驚きはありましたが、病院としての対策として、職員に経緯を説明するとともに、患者及び家族への対応を伝達しました。また、このことをごらんになられた方々には心配と不安を与えたものと思われまます。芦屋中央病院では、以前から地域における医療環境を踏まえ、地域における芦屋中央病院の役割は何なのかを考え、その医療機能を転換してきました。その流れが国が示す地域包括ケアシステムの構想に沿ったものだだと確信しております。現在、新築移転して1年半が経過しましたが、2年前の調査時点とは違った医療機能に転換し、将来に向けて急性期機能の一般病床と慢性期機能の療養病床に、回復期機能の地域包括ケア病床を導入した病床機能への転換を行ってきました。このことにつきましては遠賀中間医師会からも理解を得られ、北九州保健医療圏の地域医療構想調整会議でも報告し、特に指摘もなく了承を得られているものと考えております。今後も地域医療構想調整会議において、芦屋中央病院の医療機能が地域においてその役割を果たし、必要であることを訴え続け、町民や周辺の方々に十分な医療が提供できるよう努めていきたいと考えています。以上が、今回の病院名公表についての芦屋中央病院の考え方となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

病院もですね、やっぱりこの唐突な発表についてはですね、納得がいかないというのもありますし、働いている方、そして患者さん、こういった中にもですね、動揺が広がってですね、いるということも聞いています。また、多くの名前を挙げられた病院はですね、看護師や医者を引き抜き、そういったものも横行しているということですね、大変な混乱が起こっている状況です。こういったことについてですね、政府の現職の閣僚の中からも批判が出ています。江藤農林水産大臣はJA厚生連病院を管轄しており、この発表について「大変唐突な話だ。こういう発表の仕方をされると非常に迷惑だ。」と批判して、自身の出身の宮崎で五ヶ瀬の町立病院が対象に挙がっており、「地域の方々にハレーション(周辺に悪影響を与える)が起こっている。厚生労働省は『議論のたたき台』と言っているが、徹底的に抵抗しなければいけない。」ということを表明しています。また、リスト公表に対してはですね、全国知事会、全国市長会、全国町村会は連名で「地域の個別実情を踏まえず全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編統合されることにつながりかねず、極めて遺憾」と抗議の声を上げています。

芦屋中央病院はですね、できたばかりで内容的にもいいということでしょうが、やはりこの424の病院はですね、民間ではできない医療を担っている公立・公的な病院です。これらの病院は民間でできない政策・不採算医療を担っており、だからこそ国が支援し、地域医療を守るためにつくられた病院です。どの病院であれ、病院がなくなれば住民は生活できなくなり、地域社会の崩壊につながります。統廃合リストは医療費抑制を狙い、各病院の役割も実情も無視した基準で機械的に出したものであり、地域医療の崩壊です。これは撤回以外にはありません。病院がなくなる不安が広がり、就職を見直す人もまた出ている。やっぱりこういった住民のですね、意見も、医療労働者の意見も聞かないやり方というのは許せません。

そういった点でですね、質問の第3点目、町は県に対して、病院名公表を撤回し、病床削減ありきの公立病院再編統合の押しつけをやめることを国へ強く要望するよう求めるべきではないか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この再編に対しての病院名をマスコミに公表したということは、非常に、一言で言えばですね、これはもう厚生労働省の完全なフライングであってですね、もう全国上げて、東京に私は行く機会がいろんな形で多いわけです。もう全てがその声であるわけでありまして。国が地域医療という形の中で構想している、構想があってですね、地域包括ケアシステムという形を推し進めておる。そして持ってきて、病院の再編統合も相反するような、わけわからんようなことをですね、誰が聞いてもわからないですが。で、中央病院の櫻井院長もこの新聞が出て、すぐ朝、私のほうに電話がありまして、「今からすぐ説明に行きたい。」というふうに。「いや、もう来なくていいですよ。もうあり得ない。」と。というのは、まあまあ、いろんな細かいことはあるんですが、なぜあり得ないかと。1年前につくった病院をですね、再編せえなんていうことは普通の頭で考えても常識に反する。「そやけ、もうそういうことはないから、院長、しっかり自分の足元見て仕事してください。」ということで、電話でもうお話しただけでありまして。議員に御心配いろいろかけておるわけですが、よく最近、国の官僚はですね、こんなことが多いんですね。フライングするのがですね。それでマスコミ、それから週刊誌が面白がってから、いろいろいろいろ、やっと、こう、ちょっとここ最近、少しおかしな状態になつとるわけですが。

それにしても議員から、強く要請するべきではないかということですが、もうこのことはですね、さっき言ったように全国各地、皆、周知しているわけでありまして。福岡県、まずは医師会ですよね。県の医師会、北九州医師会、遠賀中間医師会、これももう会長さんたちが非常に激怒されておるということですね、また新たに、地域医療確保に関する国と地方の協議

の場が設置されまして、地域医療構想の取り組みの推進が地域の実情を踏まえたものとなるよう協議が行われていると。抗議をやりますということで。私としましては、これは全然問題視してないんですけど、大切な中央病院を守るというのは我々の使命であると思いますので、必要な医療をですね、住民に提供できるよう、北九州保健医療圏における地域医療構想調整会議で、芦屋中央病院の果たす役割、必要性を十分理解していただくことが、まずは最優先であろうと思っておりますので、私のほうから病院名公表の撤回について国に要望するということはですね、ちょっと土俵が違うというか、こんなことせんでいいんやないかなということ。全ての医師会とかですね、そういう関係団体は、もう全て、これが間違っておるということは認知しておりますので、今の時点ではそういうような行動をとるということは考えておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

北海道はですね、北海道の1つの自治体で54の公立・公的病院の統廃合というのが出てまして、北海道の町村会の役員等はですね、やっぱり厚生労働省、総務省に対して、再編・統廃合を押しつけることがないようにという要望書をね、出しているということもありますので。特に、この遠賀郡圏ではですね、中間市、それから遠賀町、それから芦屋町の3つの病院が出てますので、3首長もですね、いろんな交流もあると思いますので、ぜひですね、3首長名で国に対して、やっぱりこういった公表については撤回しろという、そういったことを求めてもらいたいと思いますが、先ほどの答弁にもそのような内容がありましたが、これについて再度伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員のほうから、1市4町でですね、ということなんですけど、その1市4町の中に1つあるところが、該当するところがあるんですけど。そうやろうなど。ほかのところは、もう全然ないんですけど。まあ、そういうところがあって、1カ所だけその行政がある中で、それを撤回というのもですね。この前、その該当首長といろいろ話したんですけど、「うちは、なるよね。」というような、御本人も認識してますんでですね。そこはもう、いいんではないかと。

ただですね、今後ですよ、今後、このマスコミのその報道撤回というのはですね、また今後の事態はですね、油断せず見守らなければならないし、それは今度は逆に、1市4町とやるときは、地域医療をどうやってやるのかというような形の推進とかですね、そういう前向きの陳情をやっていきたいと思いますので、その辺また御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

時間ですので。以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、再開は13時15分から再開いたします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時13分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。傍聴席の皆さん、今日はありがとうございます。一生懸命務めさせていただきます。では、通告書に従い、質問してまいります。

件名1、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて。ことしの10月に町内で徘徊・行方不明者情報が発表され、御家族、関係機関の協力で無事に発見されました。しかし、行方不明のままや、事故や、亡くなって発見される場合もあり、残された家族の心配や悲しみなどの精神的負担はとても大きいものです。高齢白書では、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症を発症すると推計されていますが、この町も例外ではありません。そのため芦屋町では、高齢者福祉計画の施策で認知症高齢者等の支援を行っています。今回は認知症高齢者の徘徊を通し、その取り組み状況について質問していきたいと思っております。

要旨1、町内の徘徊者数について。この数年の徘徊者数の推移と徘徊時の状況についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括支援センターでは町内の高齢者が行方不明になった場合、連絡を受けて捜索に出向いたケースをカウントしており、平成30年度は5件、うち防災メールまもるくんを活用したケースは2件、令和元年度における現在までの捜索件数は2件、うち1件は防災メールまもるくんを活用して広域に情報提供を行っております。なお、捜索には至りませんでした。徘徊の初期段階で高齢者を発見したケースも同数程度ございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町の徘徊者数をただいま伺いましたが、警視庁が発表している平成30年の行方不明者数は8万7,962人で、前年に比べ3,112人増加しています。これは届け出受理数で、たまたま数時間以内に発見された潜在的な行方不明者はもっと多いと言われ、家族だけで捜索するには限界があり、地域で発見する体制づくりが重要になっています。

そこで要旨2、徘徊者に対する事前対策はどのようなことを行っているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

徘徊者が出た場合の対策として、事前対策を申し上げます。

まず1つ目、認知症サポーターの養成でございます。認知症サポーターは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをしていただくものでございます。認知症サポーターを養成するため、講座を毎年実施しております。この一環として、認知症サポーターである役場職員へ課長会議を通じて見守り要請を行っており、過去2件の高齢者の保護につながっております。2つ目は、本年6月から始めた認知症高齢者見守りシールの交付事業でございます。認知症の高齢者などが外出後、行方がわからなくなったときの早期発見や事故防止のため、見守りシールを無料で交付するものでございます。希望者には見守りシールを20枚交付し、衣類や帽子、手提げ等に張ることで、行方不明になっても早期の身元特定と保護が期待できます。3番目は、はいかい高齢者等SOSネットワークシステムへの登録でございます。折尾警察署が主体となり、遠賀郡4町と中間市が連携して実施している事業でございます。徘徊のおそれがある高齢者などを事前に登録することで、行方不明になったときなどに必要な情報をタクシー事業者などに提供することで、早期発見や保護につながることができます。4番目は、防災メールまもるくんへの登録でございます。福岡県が実施主体となっている事業で、登録している高齢者などが行方不明になった場合、パソコンやスマホを利用し、行方不明情報を広域に配信するものです。本町では行方不明時だけではなく、万が一のときに速やかに情報提供ができるよう、はいかい高齢者等SOSネットワークシステムの登録の際、同時に事前登録をお願いしております。5番目として、徘徊高齢者の一時収容でございます。主に町外の高齢者を保護した場合、家族と連絡がとれないとき、町内の老人保健施設であるリカバリーセンターひびき、及び特別養護老人ホームまつかぜ荘の短期入所を利用できるように協定を締結しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

認知症サポーター養成は、認知症に対する正しい知識と理解の普及、啓発が目的で行われています。そこで芦屋町の認知症サポーター養成受講者数をお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成29年度からちょっと説明させていただきます。平成29年度は養成講座が8回で192人ですね。平成30年度が5回で163人でございます。また、芦屋町では9月末時点で合計1,064人のサポーターを養成しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町の認知症サポーター数は総人口に占める割合が約7.6%、総人口1万人当たりの講座開催回数は約30回です。私は、芦屋町の認知症サポーターの実態が他の自治体と比べどうなのかと思い、遠賀4町で調べたところ、芦屋町が一番取り組んでいたことがわかりました。しかし、まだまだ認知症の正しい理解が進んでいるとは言えません。先日、私の友人に「もしも、認知症の人が1人で歩いていたら声をかけられるか。」と尋ねたところ、「認知症かどうか判断できない。声がかけられるか自信がない。」との返答がありました。したがって、他の自治体より認知症サポーター養成に取り組んでいることは理解しましたが、やはり、もっと多くの方に認知症の理解を深めてもらう必要があると思います。実施回数をふやすことも大切ですが、参加しやすい、わかりやすい養成講座を考えていく必要があると思います。ことしの9月28日に飯塚市で開催された住民向けの認知症啓発研修会では、住民による寸劇でサポーター養成が行われました。とても楽しく、わかりやすいと感じましたし、演じる側の住民の認知症に対する関心が高まるとともに、身近な人が出演すれば受講者も増加するかもしれません。今後は、住民も巻き込んだサポーター養成を考えていく必要があると考えます。

そこで、町は認知症サポーターをふやすために、どのような工夫をされているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症サポーター養成講座は、従来から出前講座という方法で実施しておりました。出前講座につきましては、いわゆる「待ち」のスタンスとなっているため、現在は各地で行われているサロン事業、それから自治区体操教室を中心に働きかけて、認知症サポーターを養成している状況でございます。また、昨年実施したんですけども、小学生のサポーター講座、それから過去実施しました町内の事業所での認知症サポーター養成講座を継続的に実施していくことが必要だろうというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

認知症ネットワーク、遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSシステムや、防災メールまもるくんの登録者数をお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症ネットワークの遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSシステムと防災メールまもるくんの新規登録者なんですけども、それぞれ、近年3カ年の新規登録者数と現時点の登録者数を説明します。認知症ネットワーク、遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSシステムの平成28年度登録者数は5名、29年度は7名、30年度は10名で、現時点では28名の登録となっております。次に、防災メールまもるくんの平成28年度登録者数は1名、29年度は3名、30年度は8名で、現時点では18名の登録者となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町の軽度認知症を含む認知症の罹患者数をお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本町における65歳以上の高齢者数というのは9月末現在で4,366人でございます。国の平成29年度版高齢者白書によれば、軽度認知症——MCIなんですけども、含めると、高齢

者7人のうち1人が認知症者と推計されていることから、芦屋町には623人程度の認知症者が現在は、いることが推計されております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、話がありました推定で623名、そして先ほど伺いましたネットワークの登録者数が28名と18名ですか、この登録者数は、私は少ないのではないかと思います。なぜ少ないのが悪いのかと申しますと、徘徊者が発生した場合、少しでも早期の捜索が有効です。しかし、行方不明後に手続をしていては捜索が遅れ、捜索範囲の拡大や、時間が経過すればにおいが薄れるため、警察犬の活用も難しくなります。

今後、徘徊者の早期捜索のためには新規登録者をふやす必要があると思いますが、どのような対策を行っているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者が行方不明になった場合、速やかな情報提供に資するという点では、防災メールまもるくんや、はいかい高齢者等SOSネットワークシステムは有効な手段でございます。

新規登録者をふやす工夫という点では、基本となるのは、家族の方に認知症を理解していただくことにあると思います。そのためには、認知症のことで相談にお見えになったケース、家族介護教室を初め、高齢者の方と多く接する機会ですら十分説明し、御理解いただくことが重要であると思っております。防災メールまもるくんに関しては、防災情報も提供されるシステムであることから、防災担当からも住民の方へ受信できるよう要請しているところですが、行方不明となった高齢者についても有効な捜索者となりますので、介護予防事業実施の際など、きめ細かく受信登録を要請しているところでございます。ただ、現在までのところ、徘徊が起きてしまう原因に直結するんですけども、家族の方がやっぱり、認知症者である、認知症の家族がいるっていうことを周囲に隠していること、これがちょっとなかなか登録に至っては、なかなか高いハードルになっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、徘徊者が発生した場合、どのように対応しているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者が行方不明になった場合、主に警察や家族の方、介護事業所から地域包括支援センターに連絡がございます。平日の日中であれば、地域包括支援センターとしては、家族やケアマネ、警察等との情報連携のため一定数の職員を残し、情報に基づいて介護事業所や社会福祉協議会と連携をとりながら捜索を行っております。また、夜間や休業日においては、家族や介護事業所と連携をとって、可能な範囲で捜索などを行っております。もう一つは、町内の介護事業者でつくる芦屋町ヘルプネットワークによる捜索でございます。この活動は、議員も介護事業所に所属されていたときに参加されておられたものですが、事業所の相互協力によって平成29年度に立ち上げられ、図上訓練や模擬訓練を行って、平成30年度からは実際に捜索も行われております。なお、芦屋町ヘルプネットワークには、立ち上げの検討時より地域包括支援センターとして必要なアドバイスを提供してきたほか、捜索時には支援等を行っております。最後に、高齢者が行方不明となった場合の関係機関への情報提供及び捜索依頼でございます。地域包括支援センターでは行方不明高齢者の情報を得た場合、家族の方へ連絡をとって、はいかい高齢者等SOSネットワークシステム及び防災メールまもるくんの登録や、配信の要請を行っております。御家族の了承がとれれば直ちに作業を行います。全ての御家族が了承される現状ではございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

この、芦屋町高齢者福祉計画というものがあるんですが、この冒頭にですね、町長が御挨拶文を出されているんですが、ここで書かれているのが「住民の皆様による助け合いや支え合いの地域づくりが求められています。」というふうに書かれているんですけども、そして、この高齢者福祉計画の施策の展開で「徘徊高齢者を民生委員や老人クラブ、介護サービス事業所など、地域で見守るネットワークの構築について検討します。」と書かれているんですが、今、課長からお話がありました介護サービス事業所などは独自で活動もしておりますし、地域でのネットワークが広がりつつあると思うんですが、民生委員や老人クラブなど地域での見守りネットワークが、現状、展開していないように感じますが、その要因についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者福祉計画の中には、いわゆる「見守りネットワークを形成することを検討します」というふうに記述させていただいております。この見守りネットワークなんですけども、ネットワークだけつくってもだめだろうと思います。認知症の、いわゆる出たときの総合的な対策が必要になって、その一つとして見守りネットワークが必要というふうには感じておりますので、民生委員を初めとするボランティアや住民を交えた見守りにつきましては、徘徊高齢者対策として総合的に一応検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、総合的に検討する中で、ネットワークづくりを再度しっかり考えていきたいというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、徘徊模擬訓練について。高齢者福祉計画の調査結果で認知症の人の正しい接し方が「わからない」、「特に何もしない」と回答している人は3割と、認知症の理解は進んでいません。今後、認知症の適切な接し方を学ぶためには、認知症サポーター研修の充実のほかに、徘徊者に対する声かけなどを実践として学ぶ徘徊模擬訓練は有効な策だと考えます。県内60市町村で何らかの模擬訓練を実施しているのが22市町村あります。自治会、社協、介護サービス事業所、民生委員、家族の会などがさまざまな形で、自治区ごと、小中学校区ごとに取り組んでいます。徘徊模擬訓練は地域での見守りネットワークの構築に役立つと思いますが、今後、芦屋町でも実施に向け検討していく予定はあるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

令和2年度までを計画期間とする芦屋町高齢者福祉計画においては、徘徊模擬訓練の実施を計画しておりませんでした。計画に計上している徘徊高齢者を地域で見守るネットワーク構築の検討に当たり、徘徊高齢者対策として総合的に考えていく必要がございます。これは、先ほど申しましたとおりでございます。特に徘徊模擬訓練に関しましては、認知症の方とその家族が安心して暮らしていくため、認知症の方の徘徊を想定し、地域住民が声のかけ方や支援機関へのつながり方を学ぶ実践的な訓練は有効な方法であること、また、訓練を実施することにより、いざというときに地域における認知症の方の安全確保ができることができ、また、参加者の認知症への理解を深めるといった効果が得られるものと考えます。実施には、調査研究を含め準備期間も必要なことを見込めますので、実施時期は明確には申し上げられませんが、徘徊模擬訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

先ほど、はいかいSOSなど登録者が進まない理由は、御家族が周囲に、家族が認知症であることを隠していることが原因ではないかというお話がありました。やはり、社会が認知症の理解を広め、「私のうちの親が認知症なんです。」と相談できる、言えるような社会に変えていくことが大事ではないかと思います。今回の徘徊模擬訓練を検討していただくということですので、これをきっかけに、ぜひ社会にそういった機運が広がっていけばいいなと感じました。

要旨5、保険による事故について。少し長くなりますがお聞きください。

1月26日の朝日新聞の記事に「認知症の事故補償 広がる」という記事が掲載されました。少なくとも全国で39の市区町村が保険料の肩がわりをしているという記事です。

まず、この制度の概要を説明いたします。この制度は、1人で外出中の認知症の高齢男性が、愛知県のJR東海道本線の駅で列車にはねられ死亡。鉄道会社から家族が損害賠償を求められた裁判がきっかけになっています。その後、2年前に神奈川県大和市でこの制度が初導入され、福岡県では昨年10月に久留米市、ことしの4月に粕屋町が導入しました。自治体が加入しているのは個人賠償責任保険という民間保険で、買い物中に商品を壊した、自転車で通行人にけがをさせたなどの事故で、認知症の人や家族が賠償責任を負ったときに補償されるものです。自治体が保険料全額もしくは一部補助し、対象者の範囲、補償内容は自治体によって異なります。久留米市、粕屋町はどちらの自治体も年額2,000円弱の保険料の全額負担、そして対象者は住民基本台帳登録者、在宅で生活する者、高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上、また、セットで徘徊ネットワークシステムに入ることが条件になっています。久留米市では当初58名が登録し、現在は207名、粕屋町はことしの4月からですが、登録者は9名となっています。また、どちらもこの制度の利用者は、まだいないそうです。

実は数年前に、私がかかわった認知症の高齢者が列車と接触事故を起こしました。奇跡的に軽傷で済んだのですが、列車に遅れが生じ、御家族は損害賠償の件で自宅の売却も考えていました。退院後はすぐに施設に入居されたため、その後、賠償問題がどうなったかわかりませんが、本人、家族にとって精神的、経済的な負担だったと思います。ただ、この高齢者は芦屋町の方ではありません。やはり、「JRのない芦屋町では、このような心配は必要ないのでは。」と思われた方も多くいるのではないのでしょうか。しかし、私も捜索にかかわったのですが、昨年、芦屋町の高齢者が行方不明になりました。その方は翌日無事に帰ってこられましたが、後でJRで移動していたことがわかり、JRのない芦屋町でも事故に巻き込まれる可能性はあると感じました。

新聞の記事によると、厚生労働省は「公的支援として有効なものか各自治体の事例を収集し、分析を行っていく」と見解を示しています。これは、保険料を公的に負担するべきか、個人で負担するべきかということです。しかし、個人で保険料の負担が難しい生活困窮者はどうすればいいのでしょうか。私は、もしも芦屋町の住民が大きな事故に巻き込まれた場合や、小さな事故でも生活困窮者には大きな負担になる場合もあり、認知症対策は社会全体で考えていかなければいけない問題で、この問題を個人の問題として片づけてしまっているのかと思っています。町長は高齢者福祉計画の冒頭で「いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや」とうたい、安心して暮らせる福祉サービスの提供が求められていると挨拶されています。私は、この制度も安心して暮らせる福祉サービスの提供になるのではないかと思います、今後、調査・研究する必要があると考え、町長のお考えをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常によく調査されておるわけですが、まず、ほかの面から入りますと、今日午前中に川上議員から2040人口問題とありました。これも関連するわけですが、今、高齢者、少子高齢化というような、本当にもう、さまざまな世の中の歩みの中で、我々とすれば避けて通れない福祉対策というのはたくさんあるわけでありまして、今、萩原議員が今日、るる、さまざまな形の中で御質問いただいておりますが、この認知症の対策というのも、これも避けて通れないわけでありまして。

そうした中で、今、朝日新聞の、私も実はこれ、切り取っておったんですが、とにかく、もし自分の身に降りかかって、自分の家族に降りかかったときに、これは、例えばこれ、神奈川県で鉄道会社でしたね。鉄道事故なんですよ。普通、我々が認識しておるのは、JRで車なり何なり事故起こしたときは、損害賠償が莫大な金額になるということをやっと認識しておるわけですが、そうなったときに、たまたまこの件は、最高裁で棄却になったのかどうか知りませんが、敗訴したのか、「払わなくていいですよ」という裁判結果が出たわけですが。もしこれが、払わなければならないとなったときに、かなりの高額をですね、払わなければならないと、家族が払わなければならないといったときに、それこそ、もう大変、御家族が不幸な目に遭うわけですが。その点もいろいろ考えますと、この損害賠償保険の制度を創設するというので、認知症の方が地域で安心して暮らせる一助となることは、もう十分理解できるわけですが。しかし、同じようなリスクを持つ障害者の方がもしそういう形になったときには、どうしたらいいのかというようなこともあるわけでありまして。今、これも国もいろいろ論議しておるということですので、国はどのような対策を示していくのかも注視しなければ

なりません。そして、この制度を創設したときには、保険料を公費で負担するものであるわけですが、年々増大します社会保障費の中で考える必要もあろうかと思えます。それと、いろんなことが出てくると思うんですが、この新聞にもありますように、神戸市では個人市民税を一人400円引き上げて、それに充てるということで、それも一つの方法であろうかと思うわけがあります。しかし、この増税というのはですね、非常に住民の皆さん、国民の皆さんは敏感なものでありますので、どのような形で国がもっていくのかというふうに注視しなければなりません。したがって、国の動向、施策としての考え方、これももちろん、住民、個人市民税、ここは町民税になるんですが、引き上げの問題をした場合の財政の問題等々いろいろ課題があるわけがございます。課題がしかし、ありますけど、これは避けては通れない。いつか何らかの形で制度設計して実行に移さなければならないということは、火を見るより明らかなことであるわけでございますので、十分いろんな方面、いろんな形で、こちらにも調査いたしましてですね、実行をできるように前に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、町長からお話がありました障害者の方の支援も含めて、今後、調査・研究していただきますよう私からもお願い申し上げます。

続けて、件名2、要配慮者や女性に対する防災対応について。ことしの秋に発生した東日本の台風被害は甚大で、現在も不便な生活を余儀なくされている人も多くいます。今後もどこで災害が発生するかわからない現状を踏まえ、海や川に面する芦屋町でも災害時の備えは重要です。特に、要配慮者といわれる要介護者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、さらには女性に対する配慮がなければ、災害時に安心して避難することはできません。そこで芦屋町災害マニュアルの、風水害応急対策計画の避難対策、要配慮者等対策についてお尋ねします。

要旨1、要介護者、障害者の防災対応について。地震による津波等で避難が必要になった場合、自力で避難所まで移動することが困難な要介護者の移動や、要介護者、障害者の避難所での配慮はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

要介護者や障害者に対する防災対策について説明します。まず、介護が必要な高齢者及び障害のある方のうち、災害時において情報提供や避難誘導等の支援を要する方については、災害対策

基本法に基づいて避難行動要支援者名簿を作成し、そのうち同意がとれた方の名簿を地域の自主防災組織、民生児童委員、遠賀郡消防署へ提供しております。名簿提供に関しましては法に基づいた行為ですが、目的は、日常時から見守りのツールとして活用していただくこと、2つ目は、災害が予期された場合の声かけや災害時の避難等を、あらかじめ地域でルールを定める個別計画を作成するために役立てていただくためでございます。現状では、日常時の見守りに関しては名簿が活用されている例はございますが、避難支援を要する方の個別計画の作成には至っておらず、モデル地区の指定等を行って推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難所に関して説明申し上げます。要介護高齢者や障害者などのハンディキャップがある方については、配慮という考え方で避難所対応を考えております。まず、自主避難の段階において、総務課からの要請に基づいて保健師等の医療職を出務させ、避難者の体調管理、感染症の予防や拡大防止などの対応を行うこととしています。また、トイレや出入口に近い避難場所を提供すること、酸素吸入器を使用されている方のために電源近くの場所を確保するほか、一般的な治療薬や血圧計、スクリーンなどの備品、コミュニケーション手段として使用するホワイトボードを準備するように調整を行っております。中には、内部障害や妊産婦の方もおられますので、ヘルプマークを表示したビブスとヘルプカードを配付し、周囲の方から配慮が必要な方であることが認識できるようにしています。

最後に、福祉避難所について説明申し上げます。福祉避難所には、町が設置するもの、民間の施設を利用して設置するものの2つのケースがございます。町が設置するものは、町民会館の3階にある和室を準備していますが、熊本地震の際に車中避難で問題となった自閉症等がある障害児・者も受け入れができることを想定しております。このため、みどり園と協定を締結し、障害児・者に専門的対応をしていただく生活支援員を派遣していただけるようにしています。民間の福祉避難所に関しては、在宅で介護サービスを受けられており、かつ重度であって医療的ケアを要さない方については、リカバリーセンターひびき、まつかぜ荘、ソレイユ芦屋と協定を締結し、ショートステイまたは空きベッドが利用できるようにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、妊産婦、乳幼児の防災対応について。妊産婦や乳幼児の避難所での配慮についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

お答えいたします。

避難所に多くの方が避難されると、状況に応じて災害対策本部より、健康・こども課の保健師を避難所に出務させるようにしております。健康・こども課の保健師は母子手帳の発行業務や家庭訪問、乳幼児健診などから、妊産婦や乳幼児の状況を把握しているため、適切な対応ができると考えております。また、必要に応じて別室に案内するなどの対応をしていく必要があります。避難所生活における妊産婦、乳幼児の配慮につきましては、生理用品や女性の下着の物資を手渡す担当は必ず女性が担当する。安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女の更衣室、あと、授乳室やおむつ交換スペースを確保する。粉ミルク、離乳食などの提供。子供の遊び場スペースを確保するなどの配慮が、避難所では必要になってくると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨3、外国人の防災対応について。現在の芦屋町の外国人登録人数をお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

10月末現在で87の方が登録をされております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

数カ月前にベトナムから7名の介護技能実習生が来日し、町内で暮らしています。今後もこのような外国人の増加の可能性があり、災害時は避難所に避難してくると考えますが、どのような対応を考えているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域防災計画では、県や警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、外国人の方の対応を行うこととしております。また、避難所での対応につきましては、福岡県避難所運営マニュアル作成指針をもとに、芦屋町避難所運営マニュアルを作成しております。県の指針や避難所

の運営マニュアルにおいて、避難所生活における注意事項を英語でまとめたものがございまして、これらを活用しながら対応していくこととしております。万が一、通訳等が必要な場合には、福岡県の国際交流協会等に通訳の派遣要請を行っていきたいと考えております。また、通訳が派遣されるまでには、コミュニケーションをとるツールとしてホワイトボードを活用しての筆談や、身ぶり手ぶりでのコミュニケーションを図っていく必要があるという形で考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、女性の防災対応について。また新聞の記事になるんですが、11月12日の朝日新聞の記事に「台風19号から考える 避難所の運営、女性の担い手を増やせ」という記事が掲載されていまして。その記事には「国も、性差別に配慮した避難所運営を呼びかけている」と書かれ、「避難所では男性が運営の中心、女性が炊き出しというように、性別で役割分担が決まりがちだが、朝晩に何百食という炊き出しをするのは重労働。女性は育児や介護を担っている場合も多く、加重的負担がかかりかねない。支援物資を男性が配付することで、女性が生理用品などをもらいにくい、といった問題もある。」と書かれていまして。また、「性暴力の被害を防ぐためにも」という記事も掲載され、避難所での性被害についても書かれていまして。先ほど、妊産婦についての配慮の説明と重複するかもしれませんが、更衣室、トイレ、就寝場所、女性のスペース問題など、女性に対する避難所での配慮はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

女性の災害時の防災対応につきましては、主に避難所での対応が重要になってくると考えております。避難所運営におきましては、プライバシー確保が大切となります。そのため、ダンボールを使用している間仕切りや、社会福祉協議会のほうで現在所有しております屋内型の避難用テントなどにより、プライバシーを確保していきたいというふうに考えております。また、防犯の観点から居住スペースの配慮や、更衣室や洗濯物干し場の避難所レイアウトづくりが重要になってくると思いますので、女性の視点を大切にしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

女性の視点を取り入れるために、女性が主体となった防災組織はあるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

女性を主体とした女性リーダーにつきましては、社会福祉協議会に手をつなぐリボンの会がございます。その団体をお願いして女性防火防災クラブを組織しております。組織団体としましては、図書ボランティアめるへん、八朔の会、食生活改善推進会、あしの会、芦屋手話の会で構成されております。今年度は、10月に実施しました防災講演会や11月の地震・津波訓練に参加をしていただいております。過去には炊き出し訓練等も行っていただいております。災害発生時の女性リーダーとして活躍していただきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

新聞記事でも書かれていましたが、炊き出し等も含む避難生活が長くなると、女性の負担は重くなります。しかし、避難所に男性リーダーのみ配置された場合、女性の思いは伝わりづらくなってしまいます。昨年、人権まつりの講演会でも女性防災リーダーの重要性の話がありました。避難所運営決定の場に、ぜひ女性防災リーダーの配置をしていただきますよう、今お話もありましたので、重ねて申し上げます。

要旨5、避難訓練について。今年度の避難訓練の実施状況についてお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難訓練につきましては、ことしの7月に遠賀川の水位が氾濫危険水位に到達する可能性が極めて高まったと判断し、浸水想定区域内の自治区に対して警戒レベル4避難勧告を発令し、町内の指定避難所だけでは避難者の受け入れが難しくなったため、芦屋基地への避難訓練を行い、321人の方に参加をしていただきました。11月には、福岡県北西沖、西山断層を震源とする地震により被害想定を超える津波が発生したという仮定のもと、安全性の高い芦屋基地への避難訓練を実施し、芦屋小学校・芦屋東小学校・自治区・女性防火防災クラブ・障がい福祉サービス事業所みどり園等が参加し、895人の方に参加していただきました。山鹿小学校につきましては、直上訓練という形で、同じところで小学校を対象とした訓練も一緒に実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

来年度以降の避難訓練の計画はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

来年度につきましては、基本的にことし行いました2回を訓練実施したいというふうに考えております。1回目につきましては、出水期前の6月に洪水を想定した訓練、11月頃に地震・津波を想定した訓練を実施していきたいというふうに思っております。訓練につきましては、昨年度、基地との訓練という形で芦屋部だけでしたけれど、全町民を対象とした訓練で、山鹿も芦屋もという形の中で、両方とも行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

先の質問で、要配慮者や女性に対する配慮について説明を受けましたが、避難訓練同様、要配慮者に対する避難所運営訓練も必要だと考えますが、今後実施する考えはあるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

要配慮者を含む避難所の運営訓練につきましては、今までいろんな質問の要配慮者等々で避難所の運営について実施をしておりませんので、今後は取り組んでいく必要があると考えております。要配慮者を含む避難所運営訓練につきましては、福岡県の補助事業を活用して、令和2年度中に取り組んでいきたいというふうに考えております。今までに質問がありましたように、このような要配慮の方が避難所に避難してくるというところは考えられますので、そういう要配慮者及び女性の視点を入れた訓練に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

最後に、ことしの11月28日に実施した自衛隊基地内への避難訓練時、施設内の入り口に、

前回はなかった段差スロープが準備されていました。私たちにとって問題のない段差でも、障害者にとっては不快な段差でした。前回の避難訓練を教訓にし、今回、段差スロープが準備されていたことで避難訓練は快適に変わりました。これが避難訓練の重要性です。私はまだ避難所生活を経験したことはありませんが、慣れない環境に強いストレスを感じるのではないかと思います。しかし、混乱する環境でも要配慮者に対する適切な配慮があれば、住民は安心して避難することができるのではないのでしょうか。そのためには避難訓練、避難所運営訓練を通し、課題の発見と改善、そして地域住民の協力とネットワークづくりを行っていくことが重要だと思います。

令和2年度の避難所訓練に期待し、私の質問を終了いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時03分散会
